



保育園



保育施設は随時見学をしていただくことができます。

入所の前に、施設の見学を希望される場合は、直接施設へお問い合わせをお願いします。

【認可保育施設】

ひまわり保育園：（TEL）0748-58-1945／コスモス保育園：（TEL）0748-58-0896



1 保育園対象児

保育園は、保護者が仕事や病気、出産、介護などのため、家庭において十分保育することができない乳幼児を、保護者にかわって保育することを目的とした児童福祉施設です。

したがって、どのような家庭状況の児童でも入園できるということではありません。

2 入所申込みできる子ども

入所月…生後6か月を過ぎた月の翌月から申込みすることができます。

(例:令和5年12月15日生まれ → 令和6年7月から入所の申込みができます。)

年齢	生年月日
0歳児クラス	令和5(2023)年4月2日 ~ 令和6(2024)年4月1日生
1歳児クラス	令和4(2022)年4月2日 ~ 令和5(2023)年4月1日生
2歳児クラス	令和3(2021)年4月2日 ~ 令和4(2021)年4月1日生
3歳児クラス	令和2(2020)年4月2日 ~ 令和3(2021)年4月1日生
4歳児クラス	平成31(2019)年4月2日 ~ 令和2(2020)年4月1日生
5歳児クラス	平成30(2018)年4月2日 ~ 平成31(2019)年4月1日生

3 入所申込みに必要な書類

- 保育所等入所(園)申込書
- 施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書
- 個人番号(マイナンバー)関係書類貼付書
- 保育の必要な事由に該当する証明書類



保育の必要な事由		提出が必要となる書類
1	就労(自営業以外)	就労証明書(町指定様式)
	就労(自営業等)	就労証明書(町指定様式)および確定申告書の写しまたは町民税・ 県民税申告書の写し ※開業して1年以内の場合は、開業届でも可
2	妊娠・出産	母子手帳の写し(出産予定日が明記してあるもの)
3	疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳等の写し
4	介護・看護	医師の診断書、障害者手帳等の写し、介護保険被保険者証
5	災害復旧	り災証明書等災害復旧に従事していることがわかるもの
6	求職活動	就労予定申立書およびハローワークカードの写し
7	就学	就学証明書または在学証明書
8	虐待やDVのおそれ	公が発行する証
9	育児休業	育児休業に伴う保育園入園継続届、育児休業取得証明書、 就労証明書(復帰日のわかるもの)
10	その他	保育に必要な証明書類

4 保育園一覧

園名	定員	所在地	電話番号
社会福祉法人 育新会 ひまわり保育園	120名	竜王町大字岡屋 1282 番地 1	58-1945
社会福祉法人 育新会 コスモス保育園	90名	竜王町大字七里 878 番地 2 (竜王西小学校グラウンドの南側)	58-0896

【特別保育の状況】

乳児保育(0歳児)、低年齢児保育(1, 2歳児)、延長保育、特別支援保育等を実施しています。

【通園方法】

保護者送迎でお願いします。



5 保育時間について

通常保育時間(保育短時間認定)

(平日) 8時00分～16時00分 (土曜日) 8時00分～12時30分

長時間保育時間(保育標準時間認定)

(平日) 7時00分～18時00分 (土曜日) 7時00分～12時30分

ただし、保護者の勤務・通勤時間の都合や、その他やむを得ない事情の場合、下記の時間内での保育時間の延長も可能です。(4,000円/月(月8回以上利用の場合)・1日500円)

○ ひまわり保育園・コスモス保育園 (月～金) 18時01分～19時00分

※延長保育の利用については、直接保育園に申し出てください。

6 ならし保育について

本町では、初めて入所される子どもについては、「ならし保育」を行っています。入所した子どもが保育経験や状況に応じ、少しずつ園のリズムに慣れるための大切な期間です。「ならし保育」の期間は、入所日から7～10日間程度の期間を設けています。

就職日(育児休業復帰など含む)の関係から、「ならし保育」期間が十分に取れない場合は、就業開始月の前月から申し込むことができますので、入所申込みをされる場合は、この期間を含んでお申し込みください。

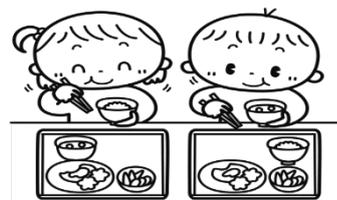
なお、「ならし保育」の期間も含めて利用者負担額は月額が必要となります。

7 休園日について

日曜日・国民の祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

8 給食について

全ての年齢において、完全給食を実施。
なお、土曜日は給食がありません。



9 副食費の免除について

保育園や認定こども園の給食費については、幼児教育・保育の無償化に伴い、給食費の副食費分について、免除となる場合があります。(下記参照) ※主食費は、全員徴収対象です。

3歳児以上：町民税所得割課税額77,101円未満の世帯
または、所得割の額に関わらず、第3子以降の園児
(第3子以降の園児の考え方・・・兄弟が小学校就学前(同一世帯のみ)から
数えます。)

※3歳児未満(0～2歳児)については、給食費は保育料に含まれているため、給食費の徴収はありません。

10 利用者負担(保育料)について

3歳児から5歳児までの子どもたちの保育料は無料です。
0歳児から2歳児までの子どもたちについては市町村民税非課税世帯を対象に保育料が無料です。

(1)0歳児から2歳児までの市町村民税課税世帯の保育料の算定について

保育料は、児童と生計を一にしている保護者等(祖父母が生計の主宰者である場合は祖父母も含む)の市町村民税課税額によって計算されます。(P19参照)
障がい児(者)を有する家庭の場合は、証明する書類の写しが必要です。

(2)保育料の決定について

※4月から8月までの保育料は、前年度の市町村民税所得割額を基に算出し、4月中旬頃に通知します。

9月以降の保育料は、当該年度の市町村民税所得割額で算出し、9月中旬頃に通知します。

※保育料は、園の運営等に必要ですので、毎月指定期日までに必ず納付してください。

(3)給食費等について

※3歳児から5歳児までの給食費については、保育園に直接お支払いください。

0歳児から2歳児までの給食費については、保育料の中に含まれています。

※保護者会費等実費徴収分について、保護者負担となります。

保育料の納付は、金融機関からの口座振替でお願いします。「口座振替依頼書」をご指定の金融機関に提出していただきますと、毎月月末(休日の場合は翌営業日)に保育料を自動振替いたします。

11 保育園で購入をお願いするもの

項目	内容、目的	対象児
制服 (トレパン・スモック)	登降園、園内および園外保育で使用 (9,200 円程度)	3.4.5 歳児
カー帽子	登降園、戸外活動で使用 (1,000 円程度)	全園児
教材費 (新学期用品代)	名札・氏名ゴム印・出席ブック (800 円程度)	0.1.2 歳児
	名札・氏名ゴム印・出席ブック・のり・はさみ・粘土・クレパス・マーカー等 (年齢に応じて 2,000~4,000 円程度)	3.4.5 歳児
日本スポーツ振興センター掛け金	在園中の災害共済給付制度 (300 円)	全園児
給食費	給食にかかる主食・副食代 (主食 月 1,000 円 副食 月 4,700 円)	3.4.5 歳児
保護者会費	保護者会活動費 月 500 円 アルバム代 年 1,000 円	全園児

12 年度途中(令和6年5月以降)の入所(園)にかかる随時申込みの手続きについて

令和6年5月以降の入所(園)申込みについては、下記の締切日までに、必要書類(P14参照)を教育委員会教育総務課まで提出してください。

ただし、一斉申込みの期間内に申込みされた方が優先となりますので、ご留意願います。

なお、入所希望先の施設の見学等については、直接、施設へお問い合わせください。

書類(設置・受付)場所 : 竜王町教育委員会事務局教育総務課(総合庁舎2階)

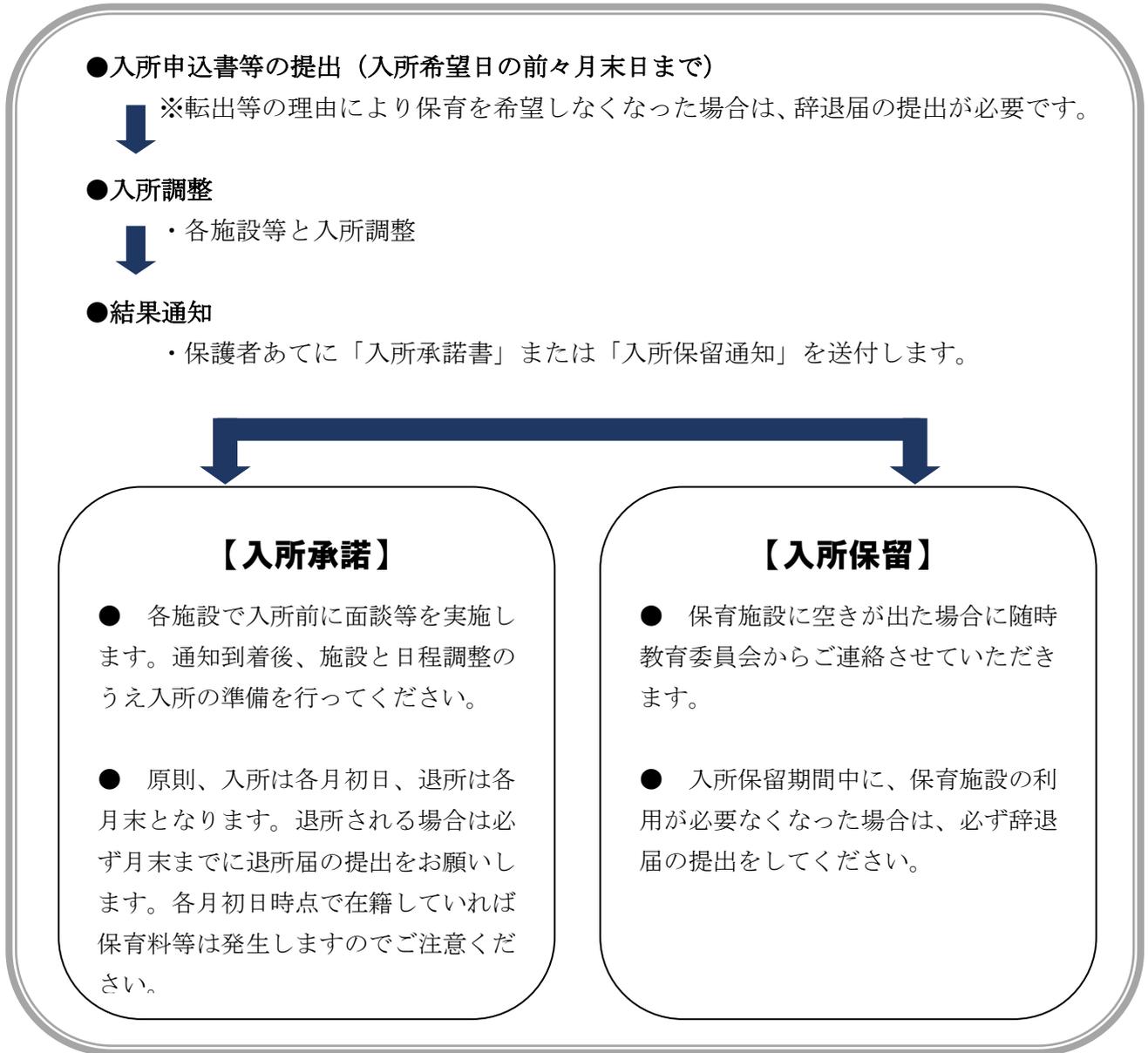
受付時間 : 午前8時30分から午後5時00分(土曜日、日曜日、祝祭日は除く)

提出期日 : 入所希望月の前々月の月末まで(月末が土・日・祝の場合は前開庁日)

令和6年度(5月入所以降)入所(園)随時申込み締切日					
入所(園)希望月	締切日	入所(園)希望月	締切日	入所(園)希望月	締切日
5月1日	3月29日	9月1日	7月31日	1月1日	11月29日
6月1日	4月30日	10月1日	8月30日	2月1日	12月27日
7月1日	5月31日	11月1日	9月30日	3月1日	1月31日
8月1日	6月28日	12月1日	10月31日		



13 途中入所(令和6年5月以降)の場合の入所決定の流れ



14 保育利用の留意事項

- * 入園申請後や在園中に世帯の変更、保育の必要性に変更が生じたときは変更申請書の提出が必要になります。
また、**年度途中で就労先を変更されたときは、再度就労証明書の提出が必要です。**
- * 保育園を退所される場合は**月末が退所日となりますので、退所される月の15日(休日等の場合は前日の平日)までに、必ず退所届を教育委員会事務局教育総務課まで提出してください。**
なお、月中の通所の実態に関わらず、各月初日時点で在籍していれば、保育料等は発生しますので、ご注意ください。
- * 育児休業中であっても、次年度に就学を控えている等、入園児童の環境変化に留意する必要がある児童については継続入園することができますので、ご相談ください。
- * 育児休業取得のために「入所保留通知」を希望される方は、教育委員会事務局教育総務課までご連絡ください。